

総社市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年総社市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、月額 <u>3万5,000円</u> とする。 2～4 略	(交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、月額 <u>2万5,000円</u> とする。 2～4 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。